

きょう と し がい こく せき し みん し さく こん わ かい 京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.38

へんしゅう はつ こう きょう と し がい こく せき し みん し さく こん わ かい じ む きょく きょう と し そう とう き かく きょく さい か すい しん しつ
編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局(京都市総合企画局国際化推進室)

2009(平成21)年度第2回会議を開催

<日時>2009(平成21)年9月14日(月) 午後2時から5時まで

<場所>職員会館かもがわ

<議題>外国籍市民の市政参加・社会参加と今後の懇話会のあり方について



外国籍市民の市政参加を推進するために

京都市のこれまでの取組

●外国籍市民施策懇話会の設立(1998(平成10)年度)

→外国籍市民が抱える問題について、日本籍市民と外国籍市民が共に話し合い、市長に提言する場ができる

●審議会の委員への外国籍市民の登用促進

→京都市政の各分野で外国籍市民の意見がより反映されるようになる

●市職員の国籍要件の緩和(2001(平成13)年度)

→平成13年度から、消防職を除く全職種について、外国籍市民も受験することができるようになる

※ただし、「公権力の行使」に該当する業務、「公の意思形成への参画」に該当する職には就くことができない

外国籍市民が暮らしやすく、活躍できる多文化共生のまちづくりを行ううえで、外国籍市民の社会参加や市政参加を進めていくことが必要です。

第2回会議では、外国籍市民の社会参加の問題、市政参加の問題、外国籍市民の市政参加の方法の1つである懇話会の今後のあり方について話し合いました。

担当委員の主な意見

●外国籍市民の社会参加

関西圏の外国人を対象にインタビュー調査を実施した結果、多くの外国人は、「外国人枠」の中で、外国人しかできない、あるいは日本人が好まない労働やボランティア活動などに従事していることがわかった。「外国人枠」の中で存在し続けるから、日本語を身につけることができず、日本社会への参加が制限され、その悪循環は、子どもにも引き継がれる。

この状況を打開するためには労働政策や移民政策など、国レベルで問題に対処していかなければならないが、京都市も、日本語学習の支援をもっと充実させることで、外国人の社会参加を促進するよう努めてほしい。日常会話レベルだけではなく、高度な日本語まで習得できる講座を実施してほしい。授業料が高いため、あるいは日中は働いているため、語学学校に通うことができない一般の外国人でも日本語を学習することができる場所がほしいと思う。

京都市国際交流会館(kokoka)の日本語教室

◆KYOTO・ふれあい講座「やさしい日本語」

日本語を母語としない方が、一日も早く京都の生活に慣れる手助けとなることを目的とした日本語講座。レベルによって2つのクラスがあり、挨拶や買い物など、日常会話の習得後は、文章を書くことも練習する。

3ヶ月全12回のコースで、授業料6,000円。申込みが必要。

◆ボランティアによる日本語クラス

ボランティアのチューターと共に、生活の場で使う日本語の習得を進めるとともに、同じ地域に住む住民同士の出会いと交流の場となることを目的とした日本語クラス

原則、毎週火曜日から日曜日実施。参加費は1回50円。申込みは不要。

●外国籍市民の市政参加

市政参加を語るうえで避けて通れないのが、永住外国人の地方参政権の問題である。国の動きに合わせて、地方からも、政府に対して、参政権付与に賛成の意思表示をする必要があると思う。

市職員の採用については、外国籍の人の採用を一層進めるとともに、「公権力の行使に該当する業務」と「公の意思形成に該当する職」の範囲について見直しを行っていく必要があるのではないかと。本名を名乗りやすい職場環境づくりを進めて、外国籍の人に市職員になろうとする積極的な意欲を持ってもらうことも重要だと思う。

また、外国籍市民の審議会委員への登用を促進するために、審議会の委員に占める女性委員の比率を設定しているように、外国籍市民委員の比率も設定する必要があるのではないかと。

●懇話会の今後のあり方

今後の懇話会では、「多文化共生」を明確に打ち出すとともに、外国人の人権を守るセーフティネットの役割を果たしていく必要がある。

他府県で顕著になっている、外国人労働者の問題や、子どもの不就学の問題を把握し、その基本的な人権が守られるよう努める必要がある。また、京都市に多数居住しているがこれまで意見を聞くことができなかったフィリピン人や就学生、またはそれらの人々の通訳や支援活動を行っている人が委員に加わることができる仕組みにしていく必要がある。

当面の課題としては、出入国管理及び難民認定法と住民基本台帳法の改正に伴い、これまで在留資格がなくても行政サービスを受けることができていた外国人が、直ちに行政サービスを打ち切られることがないよう、見守る必要がある。多文化共生の理念と外国人の人権に関する国際条約の精神が考慮されるべきである。

意見交換での主な意見

●日本語ができない外国人も懇話会の委員になることができるようにしてほしい。または、懇話会とは別に、年に1回、市長と日本語ができない外国人とのサミットを開催することはできないか。

●消防士は子どもたちのなりたい職業の常上位になるのに、外国籍の人はなれないことを残念に思う。

●審議会の外国籍市民委員の比率だけ設定しても意味がないと思う。ぜひとも外国籍市民に委員になってほしいという審議会を増やすとともに、外国籍市民のうち優れた能力をもった人の人材バンクをつくり、審議会に売り込みしていくことが必要ではないか。

きょうと し こく さい こう りゅう かい かん こ こ か
京都市国際交流会館 (kokoka) では
 さま さま そう だん し ぎょう じっ し
様々な相談事業を実施しています

ほう りつ そう だん
●法律相談

べん こ し けっ こん り こん そう ぞく こう っう し こ ふ どう さん そう だん
 弁護士が、結婚・離婚、相続、交通事故、不動産などの相談にのります。
 まい っき だい どう よう び ひとり ぶん
 毎月第1・3土曜日 13:30~16:00 (一人30分まで)

そう だん
●ビザ相談

ぎょう せい し ょ し ざい り ゃう し かく しん せい て つづ そう だん
 行政書士が、在留資格(ビザ)の申請手続きについて相談にのります。
 まい っき だい どう よう び ひとり ぶん
 毎月第1・3土曜日 13:30~16:00 (一人30分まで)

ぜい む ほ けん ねん ぎん ろう どう そう だん
●税務・保険・年金・労働相談

ぜい り し しゃ かい ほ けん ろう む し ぜい む ほ けん ねん ぎん ろう どう じょう けん そう だん
 税理士と社会保険労務士が、税務・保険・年金・労働条件などの相談にのります。
 6・9・12・2月に開催

そう だん
●メンタルヘルス相談

じょ せい りん しょう しん り し こころ なや そう だん
 女性の臨床心理士が、心の悩みの相談にのります。
 6・9・12・2月に開催

がい こく じん し みん せい かつ せい かつ そう だん
●外国人のための市民生活アドバイザー／生活相談

にち じょう せい かつ ぎ ちん なや こた し ない し せつ じょう ほう てい きょう
 日常生活の疑問や悩みに応えます。市内施設やサービスの情報提供もします。

ぎょう せい っう やく そう だん し ぎょう
●行政通訳・相談事業

えい こ ちゅう ごく こ ぎょう せい り ゃう て つづ でん わ っう やく しゃ っう わ
 英語と中国語で、行政サービスの利用手続きなどについて、電話通訳(3者通話)をします。

そう だん む りょう
相談は無料です。

くわ ざい きょう と し こく さい こう りゅう かい と あ
 詳しくは、(財)京都市国際交流協会にお問い合わせください。

TEL:075-752-3511 FAX:075-752-3510 <http://www.kcif.or.jp/>

きょう と し ざ きょう ぐ あわ た ぐち とり い ちよう ち か て つ どう ざい せん け あげ えき と ほ ぶん
 京都市左京区栗田口鳥居町2-1(地下鉄東西線「蹴上」駅徒歩6分)

じ む きょく し
◆事務局からのお知らせ◆

ほん こん わ かい かん こ い けん か き よ
 本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら、下記までお寄せください。
 (懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。)

また、ニュースレターのバックナンバーを御希望の方は、下記までお問い合わせください。

きょう と し がい こく せき し みん し ざく こん わ かい じ む きょく
京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 きょう と し なか ぎょう ぐ てら まち どり お い け あが かみ ほん の う し まえ ちよう ばん ち きょう と し そう だう き かく きょく こく さい か ずい しん じつ
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-10-0-0-0_1.html Eメール kokusai@city.kyoto.jp